

令和3年度「財政融資資金」借入等の手引

財務省 四国財務局
財務事務所

区 分	県 別	所 在 地	電 話 番 号 ファクシミリ番号 ホームページアドレス メー ル ア ド レ ス
四国財務局 理財部 融資課	香川県	〒760-8550 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎(南館) 7階	《TEL》 087-811-7780(代) 《FAX》 087-823-2077 《URL》 http://shikoku.mof.go.jp/ 《E-MAIL》 yuushi@sk.lfb-mof.go.jp
四国財務局 徳島財務事務所 財務課	徳島県	〒770-0941 徳島市万代町3丁目5番地 徳島第2地方合同庁舎 2階	《TEL》 088-622-5181(代) 《FAX》 088-654-9030 《E-MAIL》 tokushima.zaimu@sk.lfb-mof.go.jp
四国財務局 松山財務事務所 財務課	愛媛県	〒790-0808 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 7階	《TEL》 089-941-7185(代) 《FAX》 089-921-8392 《E-MAIL》 matsuyama.zaimu@sk.lfb-mof.go.jp
四国財務局 高知財務事務所 財務課	高知県	〒780-0061 高知市栄田町2丁目2番10号 高知よさこい咲都合同庁舎 9階	《TEL》 088-822-9177(代) 《FAX》 088-823-8335 《E-MAIL》 kouchi.zaimu@sk.lfb-mof.go.jp

※ 各財務事務所のホームページについては、四国財務局トップページ『<http://shikoku.mof.go.jp/>』から

「財務事務所のご案内」→「〇〇財務事務所」にお進みください。

「財政融資資金」借入等の手引

目 次

第1	財政融資資金事務オンラインシステムの利用案内	1
第2	財政融資資金地方資金の種類	3
第3	財政融資資金地方資金の借入要件及び貸付条件	4
第4	財政融資資金地方資金の貸付実行日等	5
第5	資金借入申込前の手続き	5
1	金利方式の選択	5
2	借入資金の振込口座の登録・変更	5
3	元利金払込指定店の指定・変更	5
4	事業計画の変更	5
5	不用額の報告	6
6	貸付期日の延長	6
7	普通地方長期資金等の繰越し	7
8	借入団体の名称変更等	7
9	起債事業実地調査の実施	7
第6	借入申込みの手続き	8
1	普通地方長期資金等	8
2	起債前貸等	8
3	地方短期資金	8
4	借用証書記番号について	8
第7	その他の借入留意事項	9
1	決算済事業費の取扱い	9
2	貸付の制限	10
3	その他	10

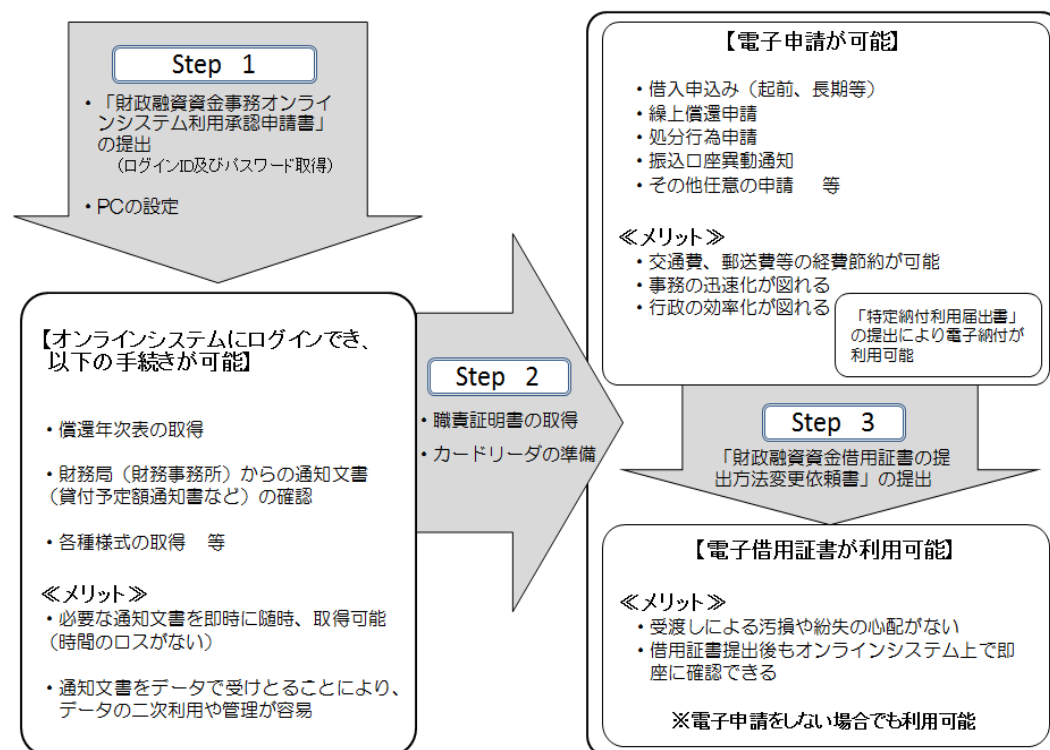
第8	資金の交付等	11
1	貸付(借換)通知書	11
2	借用証書及び資金交付	11
(参考)	財政融資資金地方資金借入手続図	11
第9	資金借入後の手続き	12
1	償還年次表の交付	12
2	元利金の払込み	12
3	取得財産等の処分行為承認手続き	14
4	補助金等の交付の決定があった場合の手続き	16
5	不適切事案を発見した場合の手続き	16
6	繰上償還の手続き	16
7	債務引受又は債務承継の手続き	17
8	貸付先コードの新設・廃止について	18
9	その他の承認又は通知を要する事項	18
第10	財政融資資金地方資金貸付先実地監査の実施	18
第11	財務状況把握ヒアリングの実施	18
	財務局・財務事務所等における財務状況把握の流れ	19
別表1	財政融資資金地方資金借入申込書等提出一覧表	20
別表2	償還期限及び据置期間基準年数表	22
別表3	償還期限及び据置期間一覧表	25
別表4	貸付期日延長理由一覧表	26
別表5	処分行為の承認・繰上償還フロー図	27
書式の例示集		28～68
書式集		書1～書36

第1 財政融資資金事務オンラインシステムの利用案内

財政融資資金事務オンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）は、財政融資資金に関する事務手続きを迅速かつ効率的に行えるシステムです。

オンラインシステムを利用することにより「償還年次表」や「財政融資資金貸付予定額通知書」など、財務局（財務事務所）からの通知が必要な時に、即時にダウンロードすることが可能となるなど、経費の削減、事務の迅速化などにつながります。令和3年4月1日より、オンラインシステムを利用可能な手続きについては、同システムによる処理を原則としていますので、積極的な御利用をお願いします。

オンラインシステム利用の流れとメリット



（1）電子申請のメリット

① 経費の節約が図れます

提出のための出張や、送付のための切手代等が不要となり、旅費、郵送費等の経費節約となります。

② 事務の迅速化が図れます

オンラインで処理されますので、申請業務が即時に完了し、窓口提出や郵送に比べて時間の余裕が生じます。特に、申請期限が迫ってからの提出が必要になった時には便利です。

③ 行政の効率化が図れます

電子申請は、財政融資資金事務のほか、他省庁の各種申請でも利用することができるため、行政全体の効率化につながります。

（2）電子納付のメリット

① 時間の制約がありません

インターネットバンキングには24時間利用可能なものもあり、窓口と比べ時間の制約がありません。金融機関の窓口終了後でも納付できます。

※金融機関毎に利用可能時間帯が異なるので、確認が必要です。

② 金融機関の窓口に出向く必要がありません

席に居ながら、金融機関のインターネットバンキングのメニューから元金および利子を納付することができます。そのため、窓口に出向く必要がありません。

③ 納付にかかる手数料は無料です

取引金融機関から日本銀行本店、支店又は代理店に対して送金をする場合でも、振込手数料は不要です。

※別途、金融機関のインターネットバンキングの費用が必要となる場合があります。

④ 操作は簡単です

納入告知書等に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」を入力するだけです。3種類の番号で振込先や振込金額を事前に登録していますので、改めて入力する必要がなく、間違え恐れがありません。

⑤ セキュリティ対策も万全です

インターネット上に流れるデータは、最高水準による暗号化をしており、情報の漏洩や改ざんを防止しています。

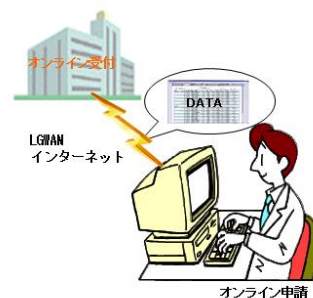
(3) オンラインシステムで利用できる書類等

① 財務局(財務事務所)からの通知文書等

- ・ 貸付予定額通知書
- ・ 元利金仕訳書
- ・ 借用証書受領書
- ・ 償還年次表
- ・ 貸付(借換)通知書(電子申請の場合) 等

② 電子申請関係

- ・ 指定店変更承認申請書
- ・ 名称等変更通知書
- ・ 振込口座異動通知書
- ・ 貸付期日延長承認申請書
- ・ 不用額報告書
- ・ 借入申込書
- ・ 繰上償還承認申請書



- ・ 繰上償還申出書
- ・ 処分行為承認申請書
- ・ 債務承継承認申請書
- ・ 借用証書 等

③ 電子納付関係

- ・ 財政融資資金の元金および利子の納付(償還)

(4) オンラインシステム利用にあたっての留意点

① 電子証明書の所有者情報について

オンラインシステムを利用して電子申請を行う場合は、「代表者の印」に相当する「知事」「市長」「町長」「村長」等、「代表者役職」が明記された電子証明書が必要となっておりますが、下記事例の場合のように電子証明書の「所有者情報」が「代表者役職」となっていないものは、有効性が認められず、電子申請を行うことができません。

電子申請を利用する際には、「所有者情報」と「代表者役職」が一致している電子証明書を使用していただきますよう御留意ください。

【所有者情報の役職が代表者役職となっていない事例】

→ 「部長」「課長」「長」「権限者」「代表者」等

② 団体情報等の変更について

代表者や人事異動で起債事務担当者等が変更となった団体は、オンラインシステムの「申請機関情報変更」メニューにより団体情報・担当者情報を変更してください。

特に、担当者のメールアドレスについては、オンラインシステムを利用した通知書や帳票の取得に影響しますので、お間違いや、変更忘れがないよう御留意ください。

(5) マニュアルや操作等についての問い合わせ先

オンラインシステムの操作マニュアルや、各種申請及び届出の様式については、下記のポータルサイトに掲載しておりますので、適宜、参照またはダウンロードのうえ御利用ください。

《ポータルサイトURL》

(LGWAN 回線を御利用の場合)

<http://fil-online-5.mof.hq.admix.go.jp/>

(インターネット回線を御利用の場合)

<https://www.fil-online-5.mof.go.jp/>

また、オンラインシステムの操作方法や障害については、オンラインシステムヘルプデスクを開設し、対応しておりますので、お問い合わせください。

《オンラインシステムヘルプデスク》

(電話番号) 03-3539-2911 (平日 8:30~18:30)



《本書添付資料》

- ・財政融資資金事務オンラインシステム利用承認申請書 書 32・33
- ・財政融資資金借用証書の提出方法変更依頼書 書 34
- ・財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出（届出取消）書 書 23

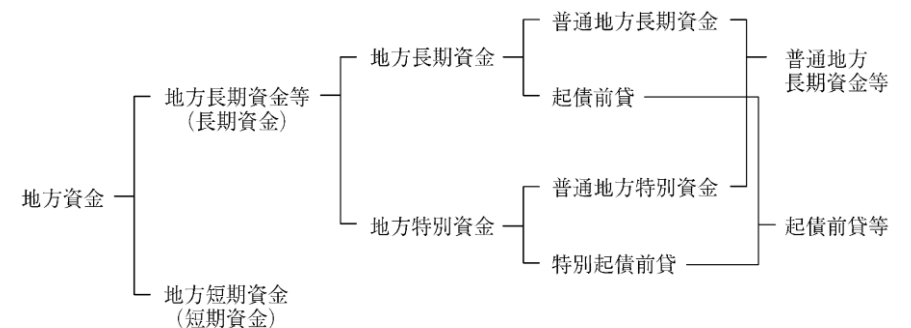
第2 財政融資資金地方資金の種類

財政融資資金のうち、地方公共団体への貸付けの資金を「地方資金」といい、地方長期資金、地方特別資金及び地方短期資金に分類されます。

地方長期資金とは、貸付期間が5年以上の普通地方長期資金及び普通地方長期資金の貸付けが行われるまでのつなぎとして貸付けられる起債前貸をいいます。

地方特別資金とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」第24条第2項の農地等小災害、「災害対策基本法(昭和36年法律第223号)」第102条第1項の歳入欠かん等債に係る普通地方特別資金及び普通地方特別資金の貸付けが行われるまでのつなぎとして貸付けられる特別起債前貸をいいます。

地方短期資金とは、地方公共団体の一時的な資金需要に応じて年度内償還を条件として貸付けられる地方資金をいいます。



第3 財政融資資金地方資金の借入要件及び貸付条件

		起 債 前 貸 等	普 通 地 方 長 期 資 金 等	地 方 短 期 資 金
借 入 要 件		1 起債の同意又は許可(以下、「同意等」という。)並びに貸付予定額の決定があること。 2 事業に着手し、事業費の支払に充てるため、資金を必要とすること。 3 紛争、不正事件、財政事情等により、事業の完成が著しく遅延するおそれのないこと。 起債前貸等の貸付額は、貸付実行日までの支払額(前金払分を含む)及び貸付実行日から3か月程度の支払見込額の範囲内であること。	1 起債の同意等並びに貸付予定額の決定があること。 2 貸付対象となった事業が完成(ほぼ完成の域に達している場合を含む。)していること。 ほぼ完成の域とは次の全ての条件を満たしていること。 ① 当該事業の契約が全て終わっていること。 ② 借入日(3月は末日)までに事業が完成すること。 ほぼ完成で借入した団体は完成日を必ず連絡すること。 ※必要に応じ、完成写真の送付を求めることがあります。	地方公共団体の歳計現金の一時的不足を補てんするために貸付けする資金で、貸付けが行われた日の属する年度内に償還が行われることを条件として貸付けするものであること。 (※ただし、地方短期資金については、災害発生に伴う緊急な資金需要など特定のケースのみの取扱いとなっているので留意のこと。)
貸 付 条 件	利 率	償還期限及び据置期間により、また、固定金利と利率見直し(5年毎・10年毎・15年毎・20年後・30年後)によりそれぞれの金利が適用される。		
	違約金の割合	年10%	年10%	年10%
	元 利 金 の 支 払 期 日	【起債前貸等は利子のみ】 9月・3月貸付分は9月1日・3月1日。 それ以外の月は9月25日・3月25日。 小災害は9月1日。 上記のほか、普通地方長期資金等に借り換える日。	9月・3月貸付分は9月1日・3月1日。 それ以外の月は9月25日・3月25日。 小災害は9月1日。	償 還 時
	償還期限 及び据置期間	普通地方長期資金等に借り換える日	別表2 (P22～24)「償還期限及び据置期間基準年数表」による。 なお、個別具体的な施設の耐用年数を超えることはできない。 また、借入団体がこれより短い期間を定めた時はその期間によるが、5年末満とすることはできない(普通地方特別資金を除く)。	借入期間は原則として、3か月以内。 ただし、令和4年3月25日までとする。
	償 還 方 法		「半年賦元利均等償還」又は「半年賦元金均等償還」とする。 ただし、災害復旧事業債のうち小災害は「年賦元利均等償還」又は「年賦元金均等償還」とする。また、猶予特例債は「満期一括償還」とする。	元利一括償還
	貸 付 期 限	1 令和4年5月最終貸付実行日まで(猶予特例債を除く)。 2 貸付期日の延長承認(再延長承認)を受けたものは、その承認期日まで。		
備 考		1 利率は原則、前月末～月初にかけて改定され、財務省ホームページに掲載・公表される。(https://www.mof.go.jp/policy/flip/reference/flf_interest_rate/index.htm) 2 利率は、借入団体があらかじめ選択した金利方式[固定又は利率見直し(5年毎・10年毎・15年毎・20年後・30年後)]の金利が適用される。 なお、臨時財政対策債については、利率見直し方式(5年毎又は10年毎)による金利が適用される。 3 起債前貸等を普通地方長期資金等に借り換える場合の普通地方長期資金等の償還期限及び据置期間は、起債前貸等借入申込書に記入した償還年限等と同一か短い期間となる。 4 基準年数表の償還期限及び据置期間は資金貸付日の翌日から起算する。 5 元利金の支払期日が休日にあたる場合の取扱いについては、P12 第9の2.(1)を参照。 6 地方短期資金については、やむを得ない理由がある場合は、新規貸付と同様の手続きにより、3か月以内の期間の借換えができる。 7 小災害とは、公共土木施設等小災害復旧事業債及び農地等小災害復旧事業債をいう。		

第4 財政融資資金地方資金の貸付実行日等

令和4年4月1日以降の貸付実行日等については、別途通知します。

第5 資金借入申込前の手続き

1. 金利方式の選択

(1) 普通地方長期資金等の借入れにかかる金利方式は、固定金利方式または5年毎・10年毎・15年毎・20年後・30年後の利率見直し方式が選択できます。

また、金利方式は地方債計画の事業別（臨時財政対策債を除く。）に選択することが可能です。

ただし、1回目の利率見直しまでの期間が固定金利の最長償還期限（※）よりも長い利率見直し方式を選択することはできません。（例えば、辺地対策事業及び過疎対策事業については15年毎・20年後・30年後の利率見直し方式を選択することはできません。）

（※）防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、（災害復旧事業のうち）火災復旧事業については、建設される施設により分類された償還期限が適用されます。

(2) 既に提出していただいている金利方式を変更する場合は、変更する資金年度の前年度の3月31日までに「借入金利設定変更申込書」[例示6] (P33)を提出してください。従前設定している金利方式に変更がなければ、「借入金利設定変更申込書」の提出は不要です。

なお、金利方式の変更にあたっては、どの方式に変更するのであっても毎年度変更することが可能となっています。

(3) 市町村合併(新設合併)等により、借入団体となる地方公共団体が新設された場合には、速やかに「借入金利設定申込書」を提出してください。

2. 借入資金の振込口座の登録・変更

借入資金の交付は、事前に登録された金融機関の口座に直接振り込まれますので、財政融資資金を新たに借入れようとする団体は「振込口座異動通知書」[例示29] (P67)を提出してください。

また、登録された口座情報に異動がある場合は、借入日の1か月前までに「振込口座異動通知書」を提出してください。

3. 元利金払込指定店の指定・変更

財政融資資金を新たに借入れようとする（既往債の償還がすべて完了した後、改めて借入れようとする場合を含む。）団体は、日本銀行の支店又は代理店を指定のうえ「財政融資資金指定店指定申請書」[書18]を財務局（財務事務所）に提出し、承認を受けてください。

また、指定店の承認を受けた団体が、変更を希望される場合は、「財政融資資金指定店変更承認申請書」[書19]を財務局（財務事務所）に提出し、承認を受けてください。

4. 事業計画の変更

(1) 貸付予定額の通知を受けた後、次の事項に該当する場合は、借入前に事業計画変更承認を受けなければ、借入れすることができません。

ア 貸付対象事業の全部又は一部を取り止め、代わりに同種事業を貸付対象に加えようとする場合

イ 貸付対象事業費の減少又は当該事業費に充てるべき特定財源の増加

によって本来不用となるべき貸付予定額が生じる場合に、同種事業を貸付対象に加えようとする場合

(注) 「同種事業」とは、資金貸付予定額決定上、貸付対象事業と合わせて一件として取り扱うことのできる他の事業をいいます。具体的には個々のケースごとに判断する必要があるので、あらかじめ相談してください。

＜同種事業の例＞ 上水道事業 配水管○線－配水管××線
一般単独事業 道路○線－道路××線

「事業計画変更承認申請書」の様式は例示7 (P34) によるものとし「起債計画書」等を添付のうえ提出してください。

(2) 次の事項に該当する場合は、事業計画変更の手続きは要しません。

ア 事業計画変更の内容がきわめて軽微な変更をしようとする場合

イ 2年以上にわたって実施する同種事業の事業計画について、当年度の実施予定箇所と後年度以降の実施予定箇所を入れ替えて実施しようとする場合

ウ 専ら国の直轄事業又は国の補助事業において地方負担額に着目して貸付予定額が決定されている事業で、国の事業計画又は補助金配分の変更等に伴って事業計画を変更しようとする場合

(3) 次の事項に該当する場合は、事業計画の変更として取り扱わず、新たな起債事業となります。

ア 事業計画の変更に伴って起債の増額を要する場合

イ 同種事業以外の他の事業を貸付対象に加えようとする場合

(注) (1) 事業計画の変更及び、(2) 事業計画変更の手続きを要さない場合については、変更内容が地方自治法に定める同意の範囲内である必要があります。

5. 不用額の報告

貸付予定額決定後に、事業の中止、事業の縮小、他の財源の調達その他の理由により、貸付予定額の全部又は一部の借入れが不用となった場合は、「貸付予定額不用額報告書」例示8 (P35) に変更内容が分かるよう明記した「事業実施状況等調書（同時に借入を行う場合は、添付を要しない。）」を添付して、速やかに提出してください。

6. 貸付期日の延長

(1) 令和3年度資金において令和4年5月最終貸付実行日までに、普通地方長期資金等の借入れができない場合には、承認を受けて貸付期日の延長をすることができます。また、やむを得ない事情により再延長しようとする場合も同様の手続きで延長することができます。この場合、次の要件を具備したものでなければなりません。

ア 事業の完成（継続事業にあつては、貸付予定額決定年度の予定事業の完了をいう。以下同じ。）の遅延がやむを得ない理由によるものであること。

イ 令和5年3月31日までに事業が完成するものであること。

ウ 事業について翌年度への繰越その他の予算措置が適切になされているものであること。

(参考) 事業の繰越と貸付期日の延長

区分	工程表		予算の繰越	財政融資資金	
	当該年度	翌年度		貸付期日延長承認申請	貸付期限
年度内(R4. 3. 31)完成	3/31 ■■■■■ ■■■■■		不要	不要	R 4 年 5 月 最終貸付実行日
翌年度(R4. 5. 31)までに完成		5/31 ■■■■■ ■■■■■	必要	不要	R 4 年 5 月 最終貸付実行日
翌年度(R5. 3. 31)までに完成		3/31 ■■■■■ ■■■■■	必要	必要	R 5 年 3 月 最終貸付実行日

(2) 「貸付期日延長承認申請書」は例示 16 (P55) によるものとし、「事業実施状況等調査」例示 10～15 (P37～54) を添付し、令和 4 年 4 月末日までに提出してください(工程表は、必要ありません)。

また、再延長となる場合は、**既延長承認期日の 20 営業日前**までに、「貸付期日再延長承認申請書」例示 16 (P55) を申請してください。

《注意》

- ① 延長期日については、契約工期等を基準として適切な日を延長期日として申請してください。(漫然と 3 月末までの申請を行う事例がみられます)
- ② 延長承認された期日以前に事業が完成した場合は、承認された期日にとらわれず速やかに借入手続を行ってください。

7. 普通地方長期資金等の繰越し

令和 2 年度普通地方長期資金等の一部が、令和 3 年度に繰越されています

が、当該資金の貸付期日は、令和 4 年 3 月最終貸付実行日となります。

8. 借入団体の名称変更等

- (1) 借入団体の名称及び所在地が変更されることとなった場合は、「名称等変更通知書」を提出してください。例示 25 (P64)
- (2) 貸付予定額の決定後、地方長期資金等の借入前に地方自治法第 6 条、第 7 条の規定する廃置分合及び境界変更等により借入団体の変更が生ずる場合には、新たに借入団体となる地方公共団体は「地方公共団体変更通知書」を提出してください。例示 26 (P64)

9. 起債事業実地調査の実施

起債事業実地調査は、財務省理財局長通達に基づき、財政融資資金の貸付予定事業について、現地においてあらかじめ事業の概要等を調査し、融資審査に資することを目的に実施しているものです。

該当する団体には事前に連絡させていただきますので、御協力願います。

第6 借入申込みの手続き

財政融資資金地方資金の借入申込書は、貸付予定額通知書に記載の事業名・貸付予定額ごとに作成してください。次の事項及び各例示により作成した借入申込みの書類は、**借入れを希望する貸付実行日の 20 営業日前**までに提出（持参、郵送又は電子申請）してください。ただし、3～5月につきましては、借入申込みの集中する時期となっておりますので、別途指示する場合があります。

1. 普通地方長期資金等（起債前貸等からの借換を含む）

借入申込みの書類及び綴じる順序（書面申請の場合）は次のとおりです。
借入申込書の添付書類は、**A4の規格**で作成してください。

各書類の具体的な作成については、**別表1**（P20, 21）及び例示を参考としてください。

なお、臨時財政対策債及び猶予特例債の書類は、下記のうち（1）、（2）、（4）となります。

（1）財政融資資金普通地方長期資金等借入申込書

（甲）「固定金利方式」又は（乙）「利率見直し方式」
…………… **例示 17～20**（P56～59）

（2）事業実施状況等調書…………… **例示 11～15**（P40～54）

（3）起債対象外事業費等に関する確認調書…………… **例示 21**（P60）

（4）借入申込一覧表…………… **例示 30**（P68）

2. 起債前貸等

借入申込み等は、普通地方長期資金等に準じ作成しますが、借入申込みの書類及び綴じる順序（書面申請の場合）は次のとおりです。

（1）財政融資資金起債前貸等借入申込書…………… **例示 9**（P36）

（2）事業実施状況等調書…………… **例示 10**（P37～39、P49～54）

（3）借入申込一覧表…………… **例示 30**（P68）

3. 地方短期資金（借換を含む）

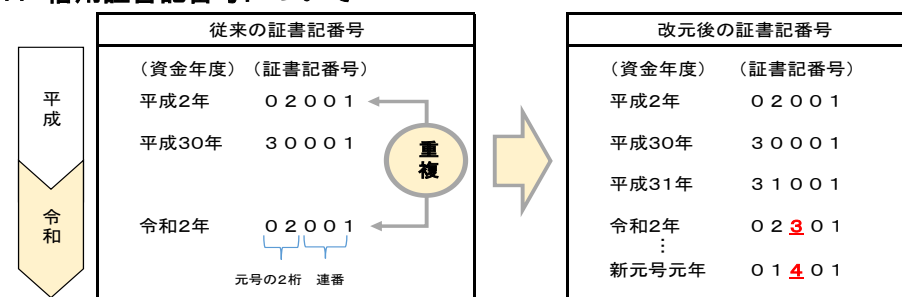
（1）財政融資資金地方短期資金借入申込書…………… **例示 22**（P61）

（2）月別資金繰表…………… **例示 23**（P62）

（3）一時借入金の最高限度額を定めた予算の抜粋 （原本をコピーしたもので可）

（4）借入申込一覧表…………… **例示 30**（P68）

4. 借用証書記番号について



※ 平成と令和の借用証書記番号が重複するため、令和2年度資金以降、下三桁を301番から始まる通し番号としています。

令和3年度資金の場合、上2桁は03、下3桁は301から始まる通し番号（03301、03302、…）になります。

第7 その他の借入留意事項

1. 決算済事業費の取扱い

決算済事業費は貸付対象となりません。ただし、次の事項に該当する場合には、例外的に貸付けの対象となります。

- (1) 施越事業（主管省庁が事業実施（着工）年度の翌年度において国庫補助事業として採択することを認証した事業）であることを明らかにして起債の同意を受けた補助災害復旧事業費。
- (2) 地方公営企業法の適用を受けている公営企業の事業費で、この財源としての起債の同意等を受けた年度の決算において未払金として処理されたもの。

●決算済事業費の事例

（貸付期日を延長して借入れる場合などに生じることがあります。）

右の（A）の事例のように、一般財源が 28 千円であるにも関わらず 2 千円を一時立替払いして 30 千円で決算した場合、事業費 10,000 千円は決算と同時に、国庫補助金 6,670 千円、起債 3,300 千円、一般財源 30 千円により資金調達ができたととなり、決算済事業費となります。

繰越事業費 6,000 千円にかかる資金不足、つまり 6,000 千円から国庫補助金 4,002 千円を差引いた地方負担分 1,998 千円について、起債の借入れ 1,900 千円を行うこととなるため、実際の借入額は 5,200 千円（3,300 千円＋1,900 千円）となり、起債予定額 5,300 千円のうち 100 千円については起債ができず、不用額が生じることとなります。

したがって、決算済事業費を回避するためには、（B）の事例のように 3,400 千円の起債の前借（起債前貸等）を行い、70 千円は令和 3 年度決算の既収入特定財源として翌年度へ繰越を行うこととなります。

（A）決算済事業費となる場合

（単位：千円）

区 分	R3 年度貸付 対象事業費	R3 年 度 決 算 額	R4 年度への 繰 越 額	実 際 の 借 入 額
事 業 費	16,000	10,000	6,000	16,000
財 源 内 訳	国庫補助金	10,672	6,670	4,002
	起 債	5,300	3,300	2,000
	一般財源	28	30	△ 2

【注】6,000-4,002=1,998 となり、起債は 1,900 が上限

（B）既収入特定財源として翌年度へ繰越を行う場合

（単位：千円）

区 分	R3 年度貸付 対象事業費	R3 年 度 決 算 額	R4 年度への 繰 越 額	実 際 の 借 入 額
事 業 費	16,000	10,000	6,000	16,000
財 源 内 訳	国庫補助金	10,672	6,670	4,002
	起 債	5,300	起前 3,400	1,900
	一般財源	28	0	28
	既収入特定財源		▲ 70	70

※事業実施状況等調書には、既収入特定財源（繰越財源）の表示をし、起前額のうち、既収入特定財源として翌年度へ繰越手続を行った金額を上表に倣って記載してください。

2. 貸付の制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、財政融資資金の貸付けを受けることができません。

- (1) 財政融資資金の元利金の償還計画が確立されていない等のために、元金の償還又は利子の支払いが不能と認められるもの。
- (2) 財政融資資金の元金の償還又は利子の支払いを現に延滞しているもの、又は所要の公債費を予算に計上していない等のため、今後において延滞の生ずるおそれのあるもの。
- (3) 現に貸付中の財政融資資金の貸付先実地監査の結果指示した不備不当事項について、繰上償還等の措置を完了していないもの。
- (4) 過去において、著しく事実と相違した借入申込みにより財政融資資金を借入れており、適正な借入申込みを担保するための改善措置が現に講じられていると認められないもの。
- (5) 財務の経理が著しく不明確であるもの。
- (6) 以上の一般的制限のほか、次のいずれかに該当するものについては、財政融資資金の全部又は一部について、貸付けを受けることができません。
 - ア 起債の同意等を受けていないもの又は資金貸付予定額の決定に際して付された条件を満たしていないもの。
 - イ 事業実施計画が不適切等のため、その遂行が困難であると認められるもの。
 - ウ 事業の効果が少ないもの、永続性のないもの及び事業施行結果の確認が甚だしく困難なもの。
 - エ 一般的調査費、維持管理費等一般財源をもって支弁することが適当と認められるもの又は私有財産に係るものであって、その経費を受益者に負担させることが適当であると認められるもの〔少額備品(20万円未満

又は耐用年数5年未満)・事前調査委託(下水道)・許認可申請関係委託・基本設計委託・道路台帳等作成委託]。

オ 借入申込書(添付書類を含む)等に虚偽の記載をしていると認められるもの。

カ 財務状況が著しく悪化し、かつ、財務の改善のための努力が行われていないと認められるもの。

3. その他

財政融資資金の借入れに際し、著しく事実と相違した借入申込書により資金を借入れていると認められた場合には、繰上償還のほか地方債の同意等に制限を加えられることがありますので、特に留意願います。

また、このような場合には、全事業について、契約書、完成検査書等の書類及び写真の提出を求めることがあります。

第8 資金の交付等

1. 貸付（借換）通知書

借入申込みに従い貸付けを決定したときは、貸付（借換）通知書を貸付日の原則7営業日前までに送付（郵送）します（オンラインシステム利用団体への貸付（借換）通知は、オンラインシステム上で公開します）。

2. 借用証書及び資金交付

（1）借用証書の送付等

ア 借用証書の提出方法を「書面」としている場合

- ① 書面による借入申込みを行った団体については、貸付（借換）通知書に同封して、借用証書を送付します。オンラインシステム利用団体については、借用証書のみを郵送します。
- ② 送付された借用証書の記載内容等を確認していただき、記名（首長名等）、押印のうえ、借入日の4営業日前までに、貸付（借換）通知書を発した財務局（財務事務所）に持参又は郵送（必着）してください。なお、郵送の場合は、簡易書留等の確実な方法により行うようにしてください。

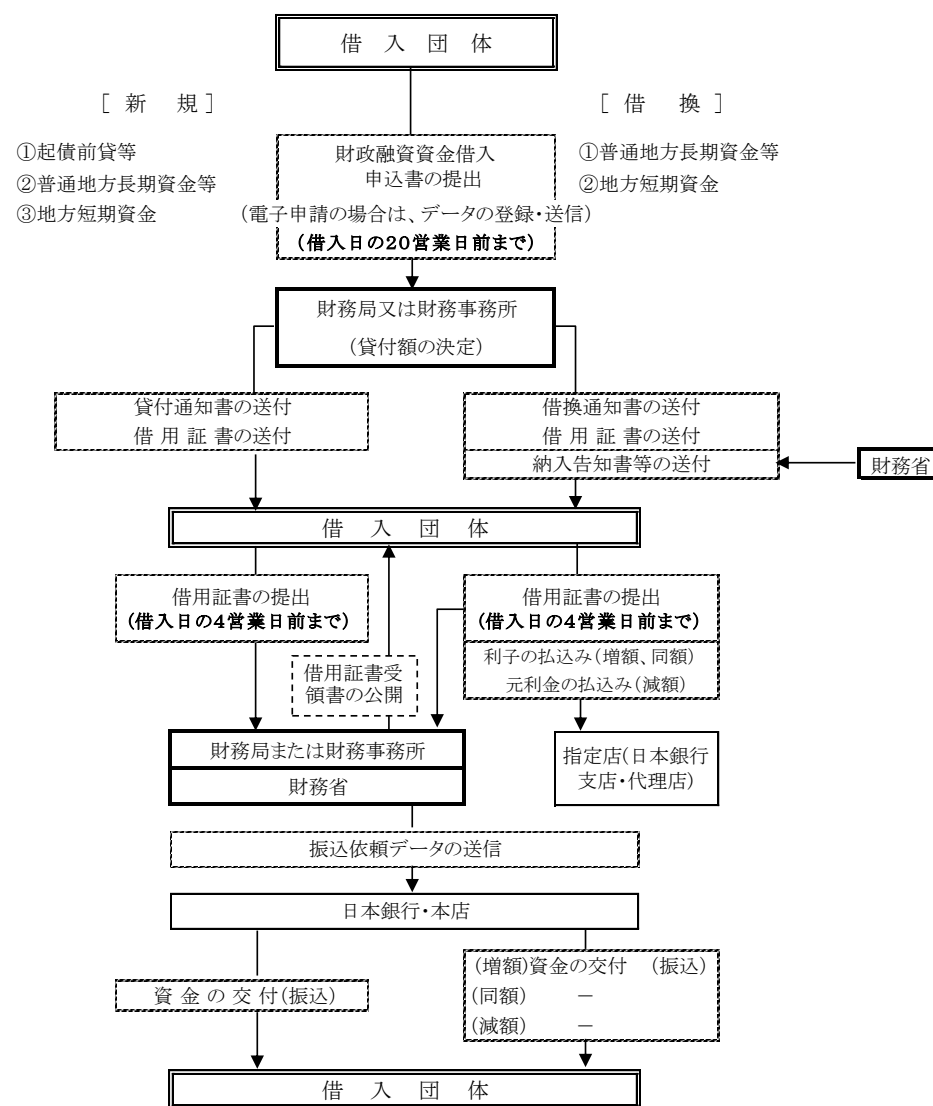
イ 借用証書の提出方法を「電子」としている場合

貸付（借換）通知書の公開時に「借用証書提出依頼メール」が送付されますので、署名付与等の処理のうえ、借入日の4営業日前までに提出してください。

※借用証書到着後、「借用証書受領書」をオンラインシステム上で公開します。

- （2）資金の交付は、あらかじめ登録していただいた団体の口座に直接振り込むことにより行います（第5の2参照）。

（参考）財政融資資金地方資金借入手続図



第9 資金借入後の手続き

1. 償還年次表の交付

(1) 償還年次表

貸付（借換）実行日以降、オンラインシステム上に償還年次表を公開（PDFファイル形式で掲示）しますので、ダウンロードのうえ内容を確認してください。（起債前貸の場合、償還年次表は作成されません。）

なお、オンラインシステムを利用できない団体については、従来どおり書面で交付します。

(2) 仮償還年次表

貸付（借換）実行日の4営業日前以降にオンラインシステム上で仮の償還年次表（EXCELファイル形式）を公開しますので、事務の参考にしてください。（起債前貸の場合、仮償還年次表は作成されません。）

2. 元利金の払込み

借入金の元金については、借用証書に記載してある支払期日に指定店に払込んでください。なお、元利金の納付には、マルチペイメントネットワークシステム（Pay-easy ペイジー）を活用した電子納付を御利用になれます。電子納付を開始する前に、「財政融資資金の元金の償還及び利子等の支払いに関する特定納付利用届出書」[書 23](#)を御提出ください。

(1) 普通地方長期資金等の償還

元金の償還は「財政融資資金貸付金元金払込書」、利子の支払いは「納入告知書」を、支払期日の概ね10営業日前に財務省（東京）から発送します。

また、これらの内訳の「元金仕訳書」については、支払期日の概ね11営業日前にオンラインシステム上で公開しますので、公債台帳及び償還年次表と照合・確認のうえ、遅滞なく指定店に払込みを行ってください（オンラインシステムを利用できない団体については、従来どおり書面で交付します）。

なお、支払期日が休日（土日、祝日、指定店の休日等）にあたるときは、休日の翌日に払い込めば延滞とはなりません。

※例えば、支払期日の3月1日が日曜日の場合、翌日の3月2日（月曜日）までに、払込みが完了すれば延滞とはなりません。

次の場合は、速やかに四国財務局融資課（管理担当：電話087-811-7780 内線382、383又は386）に連絡してください。

ア 「納入告知書」等の記載事項が相違しているとき。

イ 支払期日の7営業日前までに「納入告知書」等が届かなかったとき。

ウ 「納入告知書」等を紛失又は汚損したとき。

(2) 起債前貸等の償還

起債前貸等は普通地方長期資金等のつなぎ資金であり、最終的には普通地方長期資金等に借換えすることになります。借換えする時は、同時に起債前貸等の利子の払込みを行い、また、減額借換の場合には、起債前貸等の利子に加えて減額相当分の元金も払込みしてください。なお、借換日までに定期支払期日が到来する場合、定期支払期日及び借換日に、利子支払いが必要となります。

利子の支払いは「納入告知書」、減額借換の元金の払込みは「財政融資資金貸付金元金払込書」を、支払期日の概ね 10 営業日前に財務省（東京）から発送しますので、払込み手続きを行ってください。

その他、元利金仕訳書や支払期日が休日の場合の取扱いなどは普通地方長期資金等の償還と同じです。

（３）指定店

指定店とは、財政融資資金地方資金の回収及び利子の受入れに関する手続きを行うため指定する日本銀行の本・支店又は代理店のことです。

したがって、元利金の払込みを所定の指定店ではなく、他の金融機関（指定店ではない団体の指定金融機関等）にした場合は払込みとはなりませんので、注意してください。

（４）初期利子等の計算方法

初期利子等の計算方法は、以下のとおりです。

ア 普通地方長期資金等

第 1 回目の支払期日に支払う利子の額（初期利子）

- ① 元利金の支払期日以外の日に借入れ（又は借換え）したもの
- $$\frac{\text{借入(借換)金額} \times \text{借入年利率} \times \text{借入(借換)日の翌日から支払期日までの日数}}{365}$$

（注 1）円未満の端数は、切り捨てる。（以下同様）

（注 2）閏年についても、分母は 365 として計算する。（以下同様）

- ② 元利金の支払期日に借入れ（又は借換え）したもの
- $$\frac{\text{借入(借換)金額} \times \text{借入年利率}}{2}$$

（注）年賦償還の場合は、2 で割らない。

イ 起債前貸等

- ① 支払期日に支払う利子の額（端数利子）

$$\frac{\text{借入金額} \times \text{借入年利率} \times \text{借入日の翌日から支払期日までの日数}}{365}$$

- ② 借換日に支払う利子の額（端数利子）

$$\frac{\text{借入金額} \times \text{借入年利率} \times \text{借入日(直前の支払期日)の翌日から借換日までの日数}}{365}$$

- ③ 支払期日又は支払期日である借換日に支払う半年分の利子の額（期中利子）

$$\frac{\text{借入金額} \times \text{借入年利率}}{2}$$

ウ 地方短期資金

償還日に支払う利子の額

$$\frac{\text{借入金額} \times \text{借入年利率} \times \text{借入日の翌日から償還期日までの日数}}{365}$$

3. 取得財産等の処分行為承認手続き

財政融資資金により取得した財産については、借用証書特約条項第4条及び第10条により、財務大臣の承認を得ないで、借入れの目的に反する使用、貸付、譲渡、交換、撤去又は担保権の設定等一切の処分行為をしてはならないこととなっています。

したがって、財政融資資金により取得した財産の全部又は一部を処分する場合には、「財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書」

例示 27 (P65) を提出し、事前に承認を受けていただく必要があります。

ただし、処分行為の内容によって、(1)「処分行為の承認申請を要しない場合」、(2)「処分行為が承認できず強制繰上償還を求める場合」、(3)「処分行為を承認する場合」、(4)「補助金等適正化法の承認を受けている場合」がありますので、事前に財務局(財務事務所)へ相談のうえ、適切な手続きを執ってください。

また、「処分行為を承認する場合」であっても、団体からの申出があれば「任意繰上償還(補償金あり)」(P17 6.(2)参照)ができますので、相談時等にその旨申出てください。

※**別表 5** (P27)「処分行為の承認・繰上償還フロー図」参照

借用証書特約条項(抜粋)

第4条 乙は、この借入金について、次の各号に掲げる理由がある場合には、甲から繰上償還を求められても異存ないものとする。

- (1) 借入条件及びこの特約条項を守らなかった場合
- (2) この借入金の使用によって取得した財産の全部又は一部が焼失又は滅失し、その復旧を行わない場合
- (3) 第11条の定めによる調査を拒み若しくは妨げ、又は報告をせず若しくは虚偽の報告をした場合
- (4) 虚構の事実に基づいてこの借入金の借入れをしている場合
- (5) この借入金の借入れ又は使用に関し法令若しくは慣習に違背し、又は著しく不当と認められる事実があった場合
- (6) この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分し、又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付を受けた場合

2 (省略)

3 第1項の定めにより繰上償還が行われる場合において、乙は甲から加算金(貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額(乙がその一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額)に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額)を求められても異存ないものとする。

(取得財産に係る処分の制限等)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで、この借入金により取得した財産(権利を含む。)の全部又は一部について当該借入金の借入れの目的に反する使用、貸付け又は一切の処分行為(譲渡、交換、撤去又は担保権の設定その他一切の処分行為をいう。)をしてはならないものとする。

2 乙は、この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分できる見込みがあるとき又はこの借入金に係る事業に関し補助金等の交付の決定があったときには、甲に遅滞なくその旨を申し出るものとする。

（１）処分行為の承認申請を要しない場合

処分行為の内容が次に該当する場合には、処分行為には該当しませんので手続きは不要です。

ア 地方自治法第 238 条の 4 の規定に基づく処分

イ 取得財産等の一部が法令上の耐用年数を経過したため、これについて行う処分

ウ 上水道事業・簡易水道事業等地下埋設管敷設を伴う事業において、他の事業実施に起因する埋設管敷設替えに伴い、原因者負担により行う旧埋設管の処分

エ 新規起債により地方債同意等基準等で認められている改良等事業（施設の改良若しくは増・改築又は機械器具若しくは車両の更新を行い、施設の全部改築は除く。）の実施に伴う旧施設等の処分を行うとき（旧施設の処分に当たり、当該貸付債権額の残債について繰上償還の条件が付される場合は除く。）

オ 取得財産等の用途又は目的を妨げない範囲において、当該取得財産等の一部について行う処分

（２）処分行為が承認できず強制繰上償還を求める場合

次に該当する場合には、処分行為の承認ができませんので、「財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書」**【例示 27】**（P65）を財務局長に提出（財務事務所管轄の団体は、財務事務所長を経由）し、これに対して財務局長から送付される文書に基づき、貸付金の全部又は一部について繰上償還していただくことになります。

ア 故意又は過失による非違行為等による処分

イ 補助金適正化法の承認が受けられない等の理由で、補助金の返還を伴う処分

ウ 元利償還金の全部又は一部が、国による財政措置を講じることとされた地方債により取得した財産の処分（当該財産を有償で譲渡する場合に限る。）

エ 財政融資資金の活用先として、相応しくない用途に供されることとなる処分

（３）処分行為を承認する場合

「（２）処分行為が承認できず強制繰上償還を求める場合」に該当しない場合には、当該処分行為の承認がなされ、繰上償還が猶予されますので、あらかじめ財務局（財務事務所）に相談のうえ、その指示に従って「財政融資資金に係る取得財産等の処分行為承認申請書」**【例示 27】**（P65）を財務局長に提出（財務事務所管轄の団体は、財務事務所長を経由）し、その承認を受けてください。

（４）補助金等適正化法の承認を受けている場合

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条の承認について、主務官庁への報告により承認があったものとみなされる場合は、「補助金等適正化法第 22 条の規定に基づく各省各庁の長の承認を受けた施設等における財政融資資金地方資金に係る取得財産等の処分行為報告書」**【書 30】**の提出をもって、処分行為の承認をしたものとして取り扱うこととなります。

4. 補助金等の交付の決定があった場合の手続き

財政融資資金の借入後に、借入金事業に関し補助金等の交付の決定があった場合で、借入超過となる場合は、借入超過分を繰上償還していたことになりますので、あらかじめ財務局（財務事務所）に相談のうえ、「国庫支出金等交付決定申出書」例示 28（P66）を繰上償還予定日の2か月半前までに財務局長に提出（財務事務所管轄の団体は、財務事務所長を経由）してください。

5. 不適切事案を発見した場合の手続き

財政融資資金の借入れ又はその使用などに関し、貸付金実地監査その他の方法により不適切事案であることを発見した場合には、あらかじめ財務局（財務事務所）に相談のうえ、「財政融資資金借入金繰上償還申出書」書 25を財務局長に提出（財務事務所管轄の団体は、財務事務所長を経由）してください。

6. 繰上償還の手続き（繰上償還日の2か月半前までに提出願います。）

（1）取得した財産の処分行為等により強制繰上償還をする場合

3.（2）により強制繰上償還を求められた場合は、「財政融資資金に係る取得財産等の処分行為否認通知書（財政融資資金貸付金繰上償還通知書）」が、4及び5により強制繰上償還を求められた場合は、「財政融資資金貸付金繰上償還通知書」書 28・29が、「財政融資資金借入金繰上償還確認書」とともに送付されますので、内容を確認のうえ、当該「財政融資資金借入金繰上償還確認書」を財務局長に返送（財務事務所管轄の団体は、財務事務所長を経由）してください。

また、これまで定期償還日に併せていた繰上償還日を、令和元年度から年6回（奇数月25日）に拡充しました。繰上償還申出受付期限については、別途通知します。

なお、地方公共団体に強制繰上償還を求める場合には、借用証書の特約条項に基づく「補償金」は発生しません。ただし、平成26年度資金以降については、元利金の支払いに加え、債権管理法の規定にならない、原則として「加算金」の支払いを求めることとなります。

「加算金」の算出方法

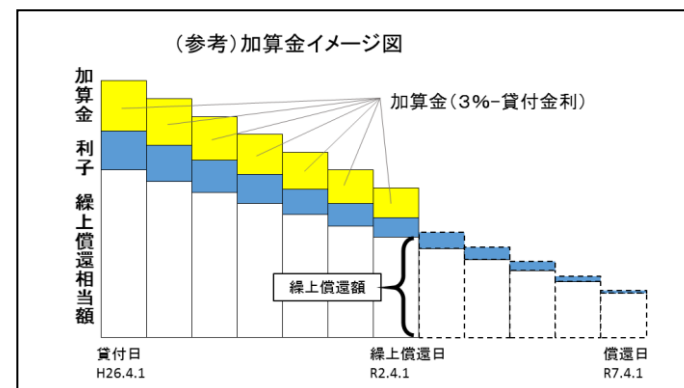
貸付日の翌日から繰上償還日までの期間において、以下①～③の合計額

① 貸付日の翌日から第1回目の元利金の支払期日まで
$$\frac{\text{繰上償還相当額} \times (\text{年}3\% - \text{貸付金利}) \times \text{借入日の翌日から支払期日までの日数}}{365}$$

② 每期（元利金の支払期日の翌日から次の元利金の支払期日まで）
$$\frac{\text{繰上償還相当額} \times (\text{年}3\% - \text{貸付金利})}{2}$$

③ 直前の元利金の支払期日の翌日から繰上償還日まで
$$\frac{\text{繰上償還相当額} \times (\text{年}3\% - \text{貸付金利}) \times \text{直前の支払期日の翌日から繰上償還日までの日数}}{365}$$

※一般金融市場における金利を勘案して定める率（財務大臣告示）



別表5 (P27)「処分行為の承認・繰上償還フロー図」に加算金の概要も掲載しています。

(2) 任意の繰上償還をする場合

借用証書の特約条項により、「補償金」の支払いを行う場合に限り、任意の繰上償還をすることができます。補償金算定のために必要な「割引率」については、貸付金利の改定に併せ、概ね1か月に1回程度改定されます。任意の繰上償還を行う場合には、「財政融資資金借入金繰上償還承認申請書」例示24 (P63)を提出していただきますが、平成13年3月31日までに借入れたものについては、特約条項の追加が必要な場合があります。事前に「財政融資資金普通地方長期資金等借用証書補償金条項追加承認申請書」書35の提出が必要となりますので留意願います。

なお、5年毎、10年毎又は15年毎・20年後・30年後利率見直し方式で貸付けを受けた資金を5年毎、10年毎又は15年毎・20年後・30年後の金利見直し時点で繰上償還する場合は補償金を要しないこととなっております。

任意繰上償還をしようとする場合には、必ず事前に財務局（財務事務所）に相談してください。

7. 債務引受又は債務承継の手続き

(1) 債務の引受の申請

「債務引受」とは、後述の「債務承継」のように法令の規定に基づき、当然に債務が承継されるものとは異なり、市立病院を県立病院に統合する場合などのように、私法上の手続きによって債務を他の者が承継しようとする場合をいいます。

債務引受をしようとする場合は、事前に財務局（財務事務所）に「財

政融資資金債務承継承認申請書」例示3 (P30)を提出して、その承認を受けてください。

この場合、当該行為によって債務を免れる地方公共団体（以下「旧団体」という。）と当該行為によって債務を負担することになる地方公共団体（以下「新団体」という。）が連署のうえ提出してください。

なお、債務引受の主な承認基準は、次のとおりです。

- ア 債務引受が、新・旧団体にとって、法令に違背する行為でないと認められること。
- イ 新団体の債務負担能力が旧団体と同等以上と認められ、当該債務引受後、当該債務の償還について延滞のおそれがないと認められること。その他、債権管理上支障が生じないと認められること。
- ウ 原則として、債務引受前と後の償還条件が同一であること。

(2) 債務承継の通知（定期償還日の2か月前までに提出願います。）

「債務承継」とは、法令の規定に基づき県又は市町村の“廃置分合”“境界変更”“事務組合の解散”の場合など、貸付けを受けた団体（旧団体）の債務が、その意志とは無関係に他の団体（新団体）に承継される場合をいいます。

債務承継が行われた場合には、速やかに次によって「財政融資資金債務承継通知書」を財務局（財務事務所）に提出してください。

- ア 借入団体が、消滅又は解散した場合は、その団体の債務を負担することになる新団体が、「財政融資資金債務承継通知書（甲）」例示1 (P28)を提出。
- イ 借入団体が、分立又は境界変更した場合は、その団体の債務を負担

することになる新団体と連署の上、旧団体が「財政融資資金債務承継通知書（乙）」 **例示 2**（P29）を提出。

8. 貸付先コードの新設・廃止について

（1）貸付先コードの新設

新たに一部事務組合等を設立する場合、また、企業会計分を区分して管理する場合等、貸付先を区分する必要がある場合には、貸付先コードの設定が必要になります。

事前に、財務局（財務事務所）に「財政融資資金貸付先コードの新設・廃止について」 **書 36**を提出してください。

なお、併せて、債務引受又は債務承継が必要な場合は、多くの事務手続きを要するため、事前に打合せを行う必要があります。設立予定年月日等の半年前までに財務局（財務事務所）に御連絡ください。

（2）貸付先コードの廃止

企業会計を廃止する場合、また、債務を完済し新たな借入れを予定していない場合等には、貸付先コードの廃止が必要になります。

事前に、財務局（財務事務所）に「財政融資資金貸付先コードの新設・廃止について」 **書 36**を提出してください。

9. その他の承認又は通知を要する事項

（1）承認を要する事項（定期償還日の2か月前までに提出願います。）

ア 災害その他の不可抗力により、元利金の払込みが所定の期日までにできなかった場合の違約金の免除。

イ 元利金払込指定店を変更する場合。

（2）通知を要する事項（定期償還日の2か月前までに提出願います。）

ア 借入団体の名称変更等。

イ 企業会計等を他の会計と分離して納入告知書を発行する必要がある場合。

第10 財政融資資金地方資金貸付先実地監査の実施

財政融資資金地方資金の貸付金の使用の適正を図るため長期資金等の借用証書の特約条項第11条に基づき、財務省理財局長・財務局長・財務事務所長は、借入資金の使用状況等に関する事項、事業の成果に関する事項について、借入団体から報告を求め又は実地に監査を行っています。

また、平成20年度より、これまでの適債性の非違確認の監査に加え、公営企業等の経営状況の実態把握を中心とした監査を行っています。

実地監査の実施にあたっては、事前に財務局（財務事務所）から監査期間、監査対象資金等を連絡します。

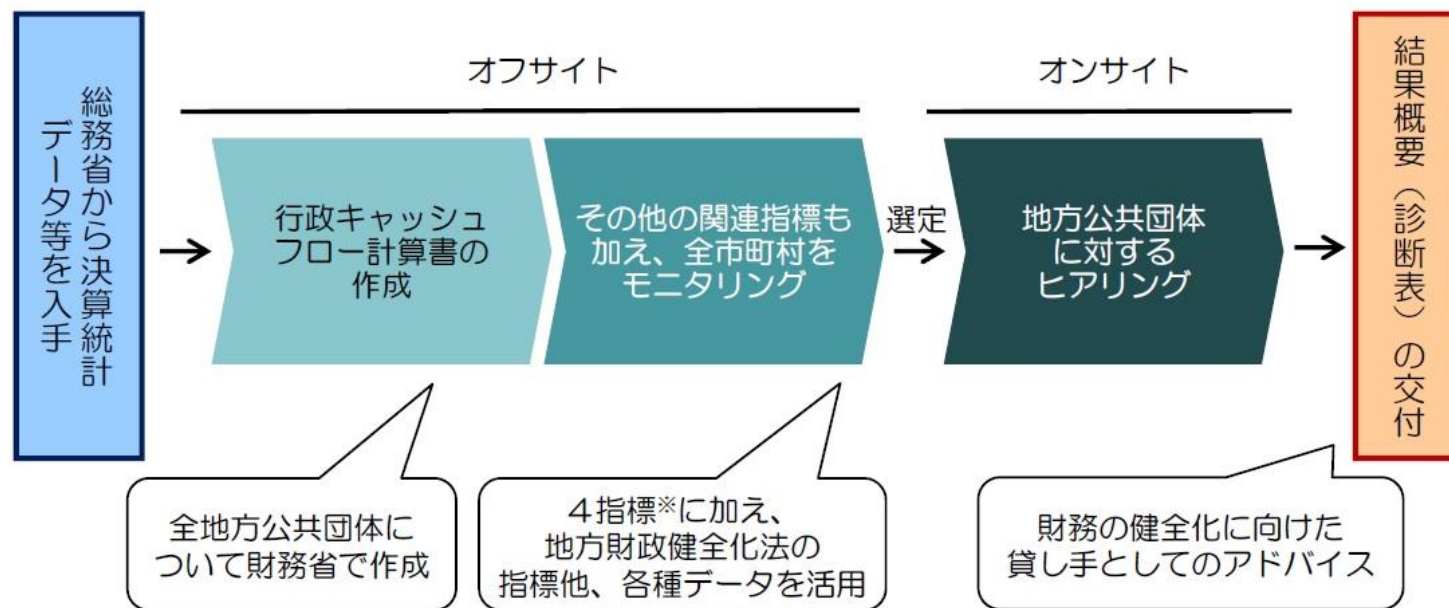
第11 財務状況把握ヒアリングの実施

財務省では、融資審査の充実を図る観点から、財政融資資金の融資主体として、債務者である地方公共団体の財務状況の的確な把握を行うこととし、平成17年度より全国の財務局、財務事務所において財務状況ヒアリングを実施しております。

該当する団体には事前に連絡させていただきますので、御協力の程よろしくお願い致します。

財務局・財務事務所等における財務状況把握の流れ

総務省より入手した決算統計データ等を基に、地方資金の貸付を行う全ての地方公共団体について行政キャッシュフロー計算書を作成し、その他関連指標を加え、財務状況についてモニタリングを行います。モニタリングの結果を踏まえ、選定した団体に対して財務状況ヒアリングを行い、首長等へ財務状況把握の結果概要（診断表）の交付を行います。



※注 ①債務償還可能年数、②実質債務月収倍率、③積立金等月収倍率、④行政経常収支率

別表 1

財政融資資金地方資金借入申込書等提出一覧表

書類名	書式	例示	区 分					備 考
			計画 変更	貸付 期日 延長	起債 前貸 等	長期 資金 等	短期 資金	
財政融資資金起債前貸等借入 申込書	第12号 (書10)	9			○			◆据置・償還期限は基準より短縮可能。(据置：「なし」可、償還：最短5年) ◆改造・改修事業については、耐用年数等事業内容に応じ基準年数の範囲内で適切な期限を設定すること。
事業実施状況等調書 (付表等を含む)	第13号 (書11)	10～15	○	○	○	○※		◆事業が複数ある場合又は資金年度が複数年である場合は、総括表と個表を作成すること。 ◆「事業費内訳」「支出金額」「支出状況」には起債対象となる事業費、金額を記入し、対象外事業費は含めないこと。 ◆内容は、最終実施数量及び金額に基づき記入すること。 ◆付表等については、以下のとおり提出すること。 ・複合施設の場合、各施設毎に按分した事業費算出内訳書を添付する。 ・備品及び医療機器購入の場合、単価、数量、耐用年数等を記載した内訳書を添付する。 ◆「起債に関する予算の定め」には地方自治法第230条第2項の規定による貸付対象事業にかかる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めた予算の内容を記入する。 ※記載例【事例1】～【事例5】(P49～51) 参照。 ◆「起債同意(許可)」には総務大臣(又は都道府県知事)から起債同意(許可)を得た際の同意(許可)書の内容に基づき記入する。 ※記載例【事例1】～【事例5】(P52～54) 参照。
財政融資資金普通地方長期資金 等貸付期日延長承認申請書	第15号 (書12)	16		○				◆再延長承認申請の場合は、表題を「再」延長承認申請書とすること。
財政融資資金普通地方長期資金 等借入申込書	第16号 (書13) (書14)	17～20				○※		◆起債前貸から長期資金への借換の際には起債前貸で設定した据置・償還期限と同一もしくは短い期限とすること。 ◆固定金利方式は第16号書式(甲)を、利率見直し方式及び臨時財政対策債は(乙)を使用すること。
起債対象外事業費等に関する 確認調書	(書15)	21				○		◆対象外事業費の有無にかかわらず、必ず提出すること。 ・対象外事業費がある場合は、実施事業費等を記載するとともに、適宜算出表を添付する。 ・事業が複数ある場合又は資金年度が複数年の場合は、それぞれ作成する。

※臨時財政対策債及び猶予特例債の場合は、「借入申込書」、「事業実施状況等調書」及び「借入申込一覧表」のみ提出。

書類名	書式	例示	区 分					備 考
			計画 変更	貸付 期日 延長	起債 前貸 等	長期 資金 等	短期 資金	
借入申込一覧表	(書9)	30			○	○	○	◆借入申込書類等の提出に併せ、当該貸付実行日における借入金額等について一覧を作成し提出する。
図面	原則として A 4 判		○		△	△		◆施工場所と事業内容が判る図面(位置図、平面図及び箇所図)を提出すること。 ◆上水道等の場合は、配管の状況が把握できる図面を提出すること。 ◆単独災害(火災復旧を除く)及び小災害については、箇所図のみ提出すること。 ◆複数年にわたる事業については、年次別の状況がわかるものとする。
竣工写真 (※竣工検査日現在のもの)	原則として A 4 判					△		◆建物及び構築物は、全景写真を1枚添付すること。ただし、公共事業等(旧一般公共事業分)及び災害復旧事業(火災復旧を除く。)、並びに上水道・下水道事業等の地下埋設物については添付を要しない。 ◆機械器具、車両、用地及び補償関係工事は添付を要しない。 ◆台紙に事業名及び撮影年月日を記入すること。また、継続事業の場合は、年度区分が明確にできるものは、朱線等で表示する。
財政融資資金地方短期資金 借入申込書	第18号 (書16)	22					○	◆償還期限欄は財務局(財務事務所)に連絡のうえ、記入すること。
月別資金繰表	第19号 (書17)	23					○	
事業計画変更承認申請書	(書7)	7	○					◆事業名欄は、貸付予定額(変更)通知書に記載された事業名を記載すること。 ◆地方自治法に定める起債の同意等の範囲内で事業計画の変更を申請すること。
財政融資資金普通地方長期資金 等貸付予定額不用額報告書	第11号 (書8)	8	△	△	△	△		◆不用額が確定した場合は、速やかに提出すること。
一時借入金の借入の最高限度 額を定めた予算の抜粋	原本のコピー						○	◆原本をコピーしたものとする(議長等の奥書証明は要しない)。
その他	—		△	△	△	△	△	◆審査上財務局(財務事務所)が特に必要と認めたとき。

区分欄の記号 ○ … 添付を要するもの。 △ … 必要に応じて添付を要するもの。

別表 2

令和 3 年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表

I. 普通地方長期資金

事 業 等		償還期限（据置期間）		共 通
大 区 分 中 区 分 小 区 分	該当する事業(具体的に掲記したものは代表的なもの)	金利方式		
		固定	利率 見直し	
1 公共事業等 (1) 各種災害関連事業 (2) 学校教育施設等整備事業（都道府県分） ① 義務教育諸学校及び高等学校等施設 ② 幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設 (3) 一般廃棄物処理事業（都道府県分） (4) 農業農村整備事業・道路事業（林道含む）・排水施設等 (5) 上記以外の事業 ① 庁舎 ② その他の事業	公共事業等のうち、一般災害関連、緊急治山・砂防、激甚災害対策特別緊急、各種災害関連現年分（農業農村整備、農業用施設、林道、湛水防除にかかる災害関連事業を含む。） 公共事業等のうち、都道府県等が補助金等を受けて行う義務教育施設、高等学校施設、大学施設の整備事業（改築等事業及び大規模改造事業含む。） 公共事業等のうち、都道府県等が補助金等を受けて行う幼稚園その他の学校施設（認定こども園（認定こども園施設整備費交付金を受けて実施する事業に限る。））及び社会体育施設整備事業 公共事業等のうち、都道府県等が補助金等を受けて行う一般廃棄物処理事業 公共事業等のうち、道路事業、林道事業、農業農村等整備事業、排水施設等整備事業 公共事業等のうち、社会労働施設、レクリエーション・スポーツ施設、産業経済施設、文教施設、漁港、港湾、通信施設のうち、庁舎整備 公共事業等のうち、港湾、河川、海岸、空港、都市計画、水産基盤事業、砂防事業、治山事業、治水事業及び公共事業等のうち、社会労働施設、レクリエーション・スポーツ施設、産業経済施設、文教施設、漁港、港湾、通信施設	25 (3) 25 (3) 25 (3) 20 (3) 15 (3) 25 (3) 20 (3)	25 (3) 25 (3) 25 (3) 20 (3) 15 (3) 25 (3) 20 (3)	①自動車、 機械器具 （医療・看護用 機械器具除く）、 消防施設、 ばい煙防止 設備等 5(1) ②消火設備、 排煙設備、 災害報知設 備等 8(2) ③除却 10(1)※個10 ④冷暖房設備、 通信施設、 融雪施設、 その他の付 帯設備 10(2) ⑤船舶 15(3)
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業※個1	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに5か年加速化対策に基づく独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金を対象とする事業	個1参照	個1参照	
3 公営住宅建設事業 ※個2	公営住宅建設事業	25 (3)	25 (3)	
4 災害復旧事業 (1) 火災復旧事業 ※個1 (2) 公共土木施設等小災害復旧事業（過年分） (3) 上記以外の事業 ※個2	災害復旧事業のうち、公用、公共用又は公営企業施設の火災復旧事業 災害復旧事業のうち、公共土木施設等小災害復旧事業（過年分） 災害復旧事業のうち、補助災害復旧事業、一般単独災害復旧事業、直轄災害復旧事業、公営企業災害復旧事業、公共土木施設等小災害復旧事業（現年分）	個1参照 9 (2) 10 (2)	個1参照 9 (2) 10 (2)	
5 教育・福祉施設等整備事業 (1) 学校教育施設等整備事業 ① 義務教育諸学校及び高等学校等施設 ② 幼稚園その他の学校施設及び社会体育施設 (2) 一般廃棄物処理事業 (3) 一般補助施設整備等事業 ※個3、個4 ① 道路・排水施設等 ※個5 ② 庁舎 ③ 上記以外の施設 ④ 出資金・貸付金・負担金 ⑤ 特別転貸債 ※個6	学校教育施設等整備事業のうち、義務教育施設、高等学校施設、大学施設の整備事業（改築等事業及び大規模改造事業含む。） 学校教育施設等整備事業のうち、幼稚園その他の学校施設（認定こども園（認定こども園施設整備費交付金を受けて実施する事業に限る。））及び社会体育施設整備事業 一般廃棄物処理事業 一般補助施設整備事業のうち、道路、橋梁、街路、排水路、農道、林道、河川、排水施設、除雪機械、関連防雪施設、土地区画整理事業、駐車場、児童遊園 消防庁舎、警察庁舎 社会労働施設、レクリエーション・スポーツ施設、産業経済施設、文教施設、認定こども園、漁港、港湾、通信施設、防災施設 一般補助施設整備等事業のうち、出資金・貸付金、負担金 一般補助施設整備等事業の特別転貸債分のうち、指定都市高速道路公社が行う有料道路の整備事業	25 (3) 25 (3) 20 (3) 15 (3) 25 (3) 20 (3) 20 (3) 20 (5)	25 (3) 25 (3) 20 (3) 15 (3) 25 (3) 20 (3) 20 (3) 20 (5)	〔辺地・過疎対策 事業には適用し ない〕
6 一般単独事業 (1) 防災対策事業 (2) 緊急自然災害防止対策事業	防災対策事業（自然災害防止事業） 緊急自然災害防止対策事業	30 (5) 30 (5)	30 (5) 30 (5)	

事 業 等		償還期限（据置期間）		共 通
大 区 分 中 区 分 小 区 分	該当する事業(具体的に掲記したものは代表的なもの)	金利方式		
		固定	利率 見直し	
7 辺地及び過疎対策事業 (1) 辺地対策事業 ① 診療施設のうち診療所及び職員宿舎・下水道施設 ② 義務教育諸学校施設 ③ その他 (2) 過疎対策事業 ① 診療施設のうち病院、診療所及び職員宿舎・下水道施設 ② 義務教育諸学校及び高等学校施設 ③ その他	診療施設のうち診療所及び職員宿舎・下水道施設 公立の小学校、中学校及び義務教育学校施設 電灯用電気供給施設、道路、橋りょう、渡船施設、農道、林道、電気通信設備、自動車、雪上車、除雪機械、へき地集会室、学校給食施設、教職員住宅、通学施設、寄宿舎、公民館、集会施設、保育所、児童館、老人福祉施設、介護老人保健施設、母子健康センター、飲用水供給施設、消防施設、経営近代化施設、観光施設、レクリエーション施設等 (ソフト事業分) 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業	10(2) 10(2) 10(2) 12(3) 12(3) 12(3)	30(5) 25(3) 10(2) 30(5) 25(3) 12(3)	①自動車、 機械器具、 (医療・看護用 機械器具除く)、 消防施設、 ばい煙防止 設備等 5(1) ②消火設備、 排煙設備、 災害報知設 備等 8(2) ③除却 10(1)※個10 ④冷暖房設備、 通信施設、 融雪施設、 その他の付 帯設備 10(2) ⑤船舶 15(3)
8 水道事業 ※個7、個8	上水道事業 簡易水道事業 上水道事業のうち、一般会計出資債分	40(5) 30(5)	40(5) 30(5)	
9 交通事業 ※個7、個8 (1) 都市高速鉄道事業 (2) 一般交通事業 ① バス車庫・営業所 ② 電車 ③ その他	都市高速鉄道事業 バス車庫・営業所 電車 上記①・②以外	40(5) 20(5) 13(3) 20(5)	40(5) 30(5) 13(3) 20(5)	
10 港湾整備事業 ※個7、個8 ① 埠頭用地 ② 上屋 ③ 貯木場 ④ 荷役機械	埠頭用地 上屋 貯木場 荷役機械	40(5) 31(3) 20(3) 17(3)	40(5) 31(3) 20(3) 17(3)	
11 病院事業・介護サービス事業 ※個7、個8 病院事業 ① 医療・看護用機械器具 ② 病院、診療所、職員宿舎及び看護師宿舎	医療・看護用機械器具 病院、診療所、職員宿舎及び看護師宿舎	10(1) 30(5)	10(1) 30(5)	〔 辺地・過疎対策 事業には適用し ない 〕
12 下水道事業 ※個7、個8	下水道事業	40(5)	40(5)	
13 臨時財政対策債※個9	地方財政法第33条の5の2第1項の規定に基づき発行したもの		20(3)	

Ⅱ. 普通地方特別資金

事 業 等		償還期限（据置期間）		共 通
大 区 分 中 区 分 小 区 分	該当する事業例	金利方式		
		固定	利率 見直し	
1 災害復旧 (1) 農地等小災害復旧事業（過年分） (2) " （現年分） (3) 災害対策基本法第102条に規定する歳入欠かん等債※個11	農地等小災害復旧事業（過年分） 			

【普通地方長期資金留意事項】

《共通事項》

- 1 運用予定額を繰り越して運用する場合は、繰越前の償還期限及び据置期間（以下「融通条件」という。）によるものとする。
- 2 木造等の耐久度の低い施設を建設する場合の償還期限については、本表の償還期限から5年を減ずる（ただし、辺地及び過疎対策事業には適用しない。）。
- 3 同一施設に複数の融通条件の適用が可能な対象が存在する場合は、施設の主たる部分の融通条件を適用する。ただし、同一の融通条件の対象ごとに分割して貸し付けること、又は各融通条件の加重平均年数（1年未満の端数は切り上げる。）で一体として貸し付けることも可とする。
- 4 大区分を一にする二以上の施設を一棟として建築する場合は、主たる施設の融通条件を適用することができる。
- 5 施設用地の取得については、当該用地上に建設される施設の融通条件を適用する。
- 6 改造・改修事業については、事業内容に応じ、基準年数の範囲内で適切な融通条件を設定する。
- 7 貸付金事業の融通条件は、基準年数の範囲内で当該事業の貸付金の融通条件を上回らないものとする。
- 8 借入団体が基準年数より短い期間を希望したときはその期間とする。ただし、5年を下回らないものとする。

《個別事項》

- 1 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業及び災害復旧事業(1)火災復旧事業の融通条件は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設（事業）の融通条件とし、それ以外については25(3)年とする。
- 2 特定の災害に係る事業で融通条件を延長したものについては、過年度に通知した融通条件（下表参照）とする。

	罹災者公営住宅建設事業	災害復旧事業	公営企業災害復旧事業
東日本大震災	30(5)		25(5)
熊本地震・令和元年台風19号・令和2年7月豪雨	30(5)	20(5)	25(5)
平成30年7月豪雨	30(5)	15(3)	20(5)

- 3 教育・福祉施設等整備事業のうち一般補助施設整備等事業において、公害対策事業、豪雪対策事業、防災集団移転事業、原子力発電施設等立地地域振興特別事業等は、当該事業により建設される施設に応じて①道路・排水施設等又は③上記以外の施設の融通条件を適用する。
- 4 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業の融通条件は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設（事業）の融通条件とする。
- 5 教育・福祉施設等整備事業のうち一般補助施設整備等事業の①道路・排水施設等には、公共事業等の(4)農業農村整備事業・道路事業（林道含む）・排水施設等に準じる施設や、小規模な公園施設が含まれる。
- 6 外資埠頭会社等転貸分、港湾運営会社転貸分及び国土交通大臣が指定する指定会社転貸分の融通条件は20(3)年、空港周辺整備機構転貸分の融通条件は10(3)年、奄美群島振興開発基金転貸分の融通条件は10(-)年とする。
- 7 資本費平準化債の融通条件は20(3)年とする。
- 8 公営企業に対する出資金・貸付金の財源に充てるための地方債の融通条件は30(5)年とする。
- 9 臨時財政対策債については、利率見直し方式（5年毎・10年毎に限る。）のみとする。
- 10 除却は、公共施設等総合管理計画に基づいて行われるもののうち、国庫補助を受けて実施する公共施設等の除却について、当該国庫補助に基づく事業債の対象となるものとする。
- 11 令和3年度における歳入欠かん等債のうち、令和2年7月豪雨（令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨）に係るものについては15(3)年とする。
- 12 猶予特例債は満期一括償還とする。なお、利子については半年賦とする。
- 13 再生振替特例債の融通条件は30(5)年とし、かつ、財政再生計画の計画期間の範囲内とする。

《その他留意事項》

- 1 回目の利率見直しまでの期間が固定金利の最長償還期限より長い利率見直し方式を選択することはできない（例：辺地及び過疎対策事業については15年毎・20年後・30年後の利率見直し方式選択不可）。個別の貸付けにおいて、実際の償還期限が事業毎に選択した1回目の利率見直しまでの期間より短い場合は利率の見直しは行われない。

別表3

償還期限及び据置期間一覧表

※ 本表は令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に借入れするものに適用（小災害復旧事業及び猶予特例債は除く）

償還期限	据置期間	借入時点											
		R3. 10. 1～R4. 2. 28		R4. 3. 1～R4. 3. 31		R4. 4. 1～R4. 8. 31		R4. 9. 1～R4. 9. 30		R4. 10. 1～R5. 2. 28		R5. 3. 1～R5. 3. 31	
		償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
3 年	1 年	6. 9. 25	4. 9. 25	7. 3. 1	5. 3. 1	7. 3. 25	5. 3. 25	7. 9. 1	5. 9. 1	7. 9. 25	5. 9. 25	8. 3. 1	6. 3. 1
4 年	1 年	7. 9. 25	4. 9. 25	8. 3. 1	5. 3. 1	8. 3. 25	5. 3. 25	8. 9. 1	5. 9. 1	8. 9. 25	5. 9. 25	9. 3. 1	6. 3. 1
5 年	6 ヶ月	8. 9. 25	4. 3. 25	9. 3. 1	4. 9. 1	9. 3. 25	4. 9. 25	9. 9. 1	5. 3. 1	9. 9. 25	5. 3. 25	10. 3. 1	5. 9. 1
	1 年	8. 9. 25	4. 9. 25	9. 3. 1	5. 3. 1	9. 3. 25	5. 3. 25	9. 9. 1	5. 9. 1	9. 9. 25	5. 9. 25	10. 3. 1	6. 3. 1
8 年	2 年	11. 9. 25	5. 9. 25	12. 3. 1	6. 3. 1	12. 3. 25	6. 3. 25	12. 9. 1	6. 9. 1	12. 9. 25	6. 9. 25	13. 3. 1	7. 3. 1
9 年	2 年	12. 9. 25	5. 9. 25	13. 3. 1	6. 3. 1	13. 3. 25	6. 3. 25	13. 9. 1	6. 9. 1	13. 9. 25	6. 9. 25	14. 3. 1	7. 3. 1
10 年	1 年	13. 9. 25	4. 9. 25	14. 3. 1	5. 3. 1	14. 3. 25	5. 3. 25	14. 9. 1	5. 9. 1	14. 9. 25	5. 9. 25	15. 3. 1	6. 3. 1
	2 年	13. 9. 25	5. 9. 25	14. 3. 1	6. 3. 1	14. 3. 25	6. 3. 25	14. 9. 1	6. 9. 1	14. 9. 25	6. 9. 25	15. 3. 1	7. 3. 1
12 年	3 年	15. 9. 25	6. 9. 25	16. 3. 1	7. 3. 1	16. 3. 25	7. 3. 25	16. 9. 1	7. 9. 1	16. 9. 25	7. 9. 25	17. 3. 1	8. 3. 1
15 年	3 年	18. 9. 25	6. 9. 25	19. 3. 1	7. 3. 1	19. 3. 25	7. 3. 25	19. 9. 1	7. 9. 1	19. 9. 25	7. 9. 25	20. 3. 1	8. 3. 1
20 年	3 年	23. 9. 25	6. 9. 25	24. 3. 1	7. 3. 1	24. 3. 25	7. 3. 25	24. 9. 1	7. 9. 1	24. 9. 25	7. 9. 25	25. 3. 1	8. 3. 1
	5 年	23. 9. 25	8. 9. 25	24. 3. 1	9. 3. 1	24. 3. 25	9. 3. 25	24. 9. 1	9. 9. 1	24. 9. 25	9. 9. 25	25. 3. 1	10. 3. 1
25 年	3 年	28. 9. 25	6. 9. 25	29. 3. 1	7. 3. 1	29. 3. 25	7. 3. 25	29. 9. 1	7. 9. 1	29. 9. 25	7. 9. 25	30. 3. 1	8. 3. 1
	5 年	28. 9. 25	8. 9. 25	29. 3. 1	9. 3. 1	29. 3. 25	9. 3. 25	29. 9. 1	9. 9. 1	29. 9. 25	9. 9. 25	30. 3. 1	10. 3. 1
28 年	5 年	31. 9. 25	8. 9. 25	32. 3. 1	9. 3. 1	32. 3. 25	9. 3. 25	32. 9. 1	9. 9. 1	32. 9. 25	9. 9. 25	33. 3. 1	10. 3. 1
30 年	5 年	33. 9. 25	8. 9. 25	34. 3. 1	9. 3. 1	34. 3. 25	9. 3. 25	34. 9. 1	9. 9. 1	34. 9. 25	9. 9. 25	35. 3. 1	10. 3. 1
40 年	5 年	43. 9. 25	8. 9. 25	44. 3. 1	9. 3. 1	44. 3. 25	9. 3. 25	44. 9. 1	9. 9. 1	44. 9. 25	9. 9. 25	45. 3. 1	10. 3. 1

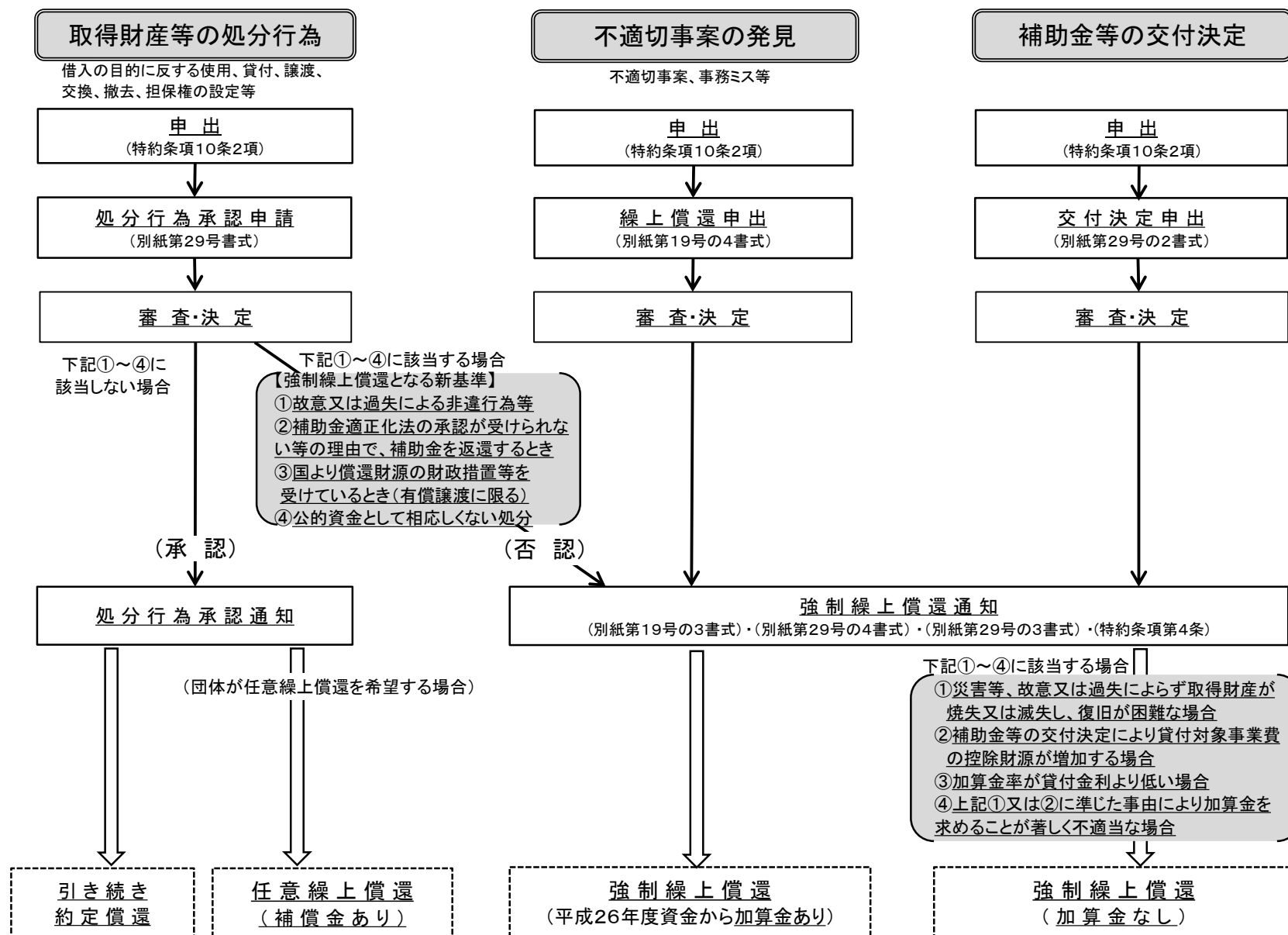
別表 4

貸付期日延長理由一覧表

事 由	事 例
計画に関する諸条件	1. 基本計画の策定（面積、建物等の配置・規模、収容人員） 2. 工事に資材等運搬路の選定 3. 工事着工箇所の選定 4. 公害問題に対する地元住民の苦情及びその説得・調整 （振動、騒音、粉塵、煤煙、悪臭、汚水処理、水質汚濁、電波障害、日照権その他公害問題） 5. 地元住民の反対・要望及びその説得・調整 反対（設置反対、立入禁止等）、要望（建築場所、建物等の配置・規模、収容人員、法線の変更、環境整備等） 6. 利害関係人との意見調整、当事者間の意見調整 7. 状況変化に伴う施工能率の低下（土質、埋蔵物、湧水、地盤等） 8. 他事業との調整（災害、上下水道、NTT、JR、その他） 9. 関係機関（←関係機関名を必ず記載してください）との調整（許認可等）
設計に関する諸条件	1. 状況変化に伴う工法検討及び設計変更（基礎工法、土質、埋蔵物、地滑り発生、その他） 2. 契約締結後における設計変更、契約変更 3. 法的制限（都市計画法、建築基準法、その他法令等）
用地の関係	1. 取得交渉の難航（価格、相続、所有権、対象者の病気等、その他） 2. 借地交渉の難航（資材置場、仮設道、ブロックヤード、その他） 3. 地区訂正等のため隣接地主の同意 （注）「補償処理の困難」と重複する場合は、ウエイトの高い方とする。
補償処理の困難	1. 補償処理の難航（価格、相続、所有権、対象者の病気等、その他） 2. 移転先の要求（上物あり）（移転先の確保、買収、造成、移転工法） 3. 公害補償の要求（汚水、排水、汚濁、その他） 4. 地元住民、その他利害関係人の補償要求
資材の入手難	1. 物価高騰、資材不足 2. 現場への運搬不能 3. 特注品の納期遅延 4. 労働者の手配調整
気象の関係	1. 積雪、その他の異常気象 （注）平年と比較し、気象の異常性を証する資料が必要
その他	上記の事由によらない場合の、具体的理由 ※別途指示したものに限る

別表5

処分行為の承認・繰上償還フロー図



※強制繰上償還のうち、繰上償還額が100万円未満の場合は、繰上償還を猶予することができる。